

教職員定数の計画的な改善と「チーム学校」の実現

— 義務標準法等の改正に係る国会論議 —

竹内 健太

(文教科学委員会調査室)

1. はじめに
2. 法改正の背景及び内容の概要
 - (1) 「チーム学校」の実現に向けた規定の整備、
地域と学校の連携・協働に係る規定の整備
 - (2) 教職員定数の計画的な改善
3. 主な国会論議
 - (1) 教職員定数の計画的な改善
 - (2) 「チーム学校」の実現に向けた規定の整備
 - (3) 地域と学校の連携・協働に係る規定の整備
 - (4) 教員の長時間勤務の是正
4. おわりに

1. はじめに

「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案」(閣法第14号)が、平成29年3月27日、参議院本会議で全会一致をもって原案どおり可決、成立した¹。

本法は、教職員定数の計画的な改善、「チーム学校」²の実現に向けた規定の整備、地域

¹ これにより、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「義務標準法」という。)、義務教育費国庫負担法、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)、社会教育法等の一部改正が行われた。

² 「チーム学校」は、「文部科学省が初等中等教育の学校現場において推進しようとしている新たな学校組織の在り方を指し、具体的には学校における多様な課題や教員の負担増に対応するために、教員に加えて、事務職員やスクールカウンセラー等の専門スタッフがそれぞれの専門性を活用し、従来教員が中心となって担ってきた業務や課題について、分担又は連携・協力しながら組織的に対応する体制」を指す(黒川直秀「「チームとしての学校」をめぐる議論」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No. 947(平29.3.9)1頁)。なお、本稿では、「チームとしての学校」と「チーム学校」の表記が混在するが、両者の指す内容は同じである。

と学校の連携・協働に係る規定の整備等を行うものであり、法改正により、「学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進」すること等が期待されている³。本稿では、法改正の背景及び内容の概要に触れた後、主な国会論議を紹介する⁴。

2. 法改正の背景及び内容の概要⁵

「チーム学校」の実現に向けた規定の整備及び地域と学校の連携・協働に係る規定の整備に関しては、平成 27 年末の中央教育審議会（文部科学大臣の諮問機関）の答申を受けて、教職員定数の計画的な改善に関しては、29 年度予算編成過程において、それぞれ法改正に向けた動きが本格化した。以下、順に法改正の背景及び内容の概要を見ていく。

(1) 「チーム学校」の実現に向けた規定の整備、地域と学校の連携・協働に係る規定の整備

ア 法改正の背景

教育再生実行会議（第二次安倍内閣が設置した総理直属の会議）による提言⁶等を踏まえつつ、平成 27 年 12 月 21 日、中央教育審議会は、以下の三答申を取りまとめた。

- ・「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」（中教審第 184 号）
- ・「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（中教審第 185 号）（以下「「チーム学校」答申」という。）
- ・「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（中教審第 186 号）（以下「「学校と地域の連携・協働」答申」という。）

翌 28 年 1 月 25 日、文部科学省は、上記の三答申を受けて、その内容の具体化を推進するため、「「次世代の学校・地域」創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～」を策定した⁷。同プランでは、「次世代の学校・地域」創生のため、①地域と学校の連

³ 文部科学省ウェブサイト「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案の概要」〈http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/02/07/1381782_1.pdf〉（平 29. 6. 1 最終アクセス）

⁴ 法改正の背景、内容の概要等については、有安洋樹「文部科学行政に関する現下の主な課題」『立法と調査』No. 384（平 29. 1）、服部有希「教職員定数と義務標準法の改正」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No. 945（平 29. 3. 7）及び黒川直秀「「チームとしての学校」をめぐる議論」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No. 947（平 29. 3. 9）も参照のこと。

⁵ 本節で取り上げるもの以外の主な改正として、義務教育費国庫負担法の改正が挙げられる。従来は、都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの（いわゆる不登校特例校）、②夜間その他特別な時間に授業を行うもの（いわゆる夜間中学）の教職員の給与及び報酬等に要する経費は、国庫負担の対象となっていなかったが、今回の法改正では、これらも、国庫負担の対象に加えられた。今後は、都道府県による不登校特例校及び夜間中学の設置に向けた積極的な取組が期待されている。

⁶ 「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について（第六次提言）」（平 27. 3. 4）、「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について（第七次提言）」（平 27. 5. 14）など

⁷ 文部科学省ウェブサイト「「次世代の学校・地域」創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～」〈http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/01/1366426.htm〉（平 29. 6. 1 最終アクセス）

携・協働に向けた改革（コミュニティ・スクール⁸、地域学校協働活動の推進）、②学校の組織運営改革（「チーム学校」に必要な指導体制の整備）、③教員制度の一体的改革（子供と向き合う教員の資質能力の向上）を一体的に行うこととされ、このうち③については、第192回国会において教育公務員特例法等の一部を改正する法律案が提出され、28年11月18日に可決、成立したことにより既に制度化が図られている。今回の法改正のうち、「チーム学校」の実現に向けた規定の整備、地域と学校の連携・協働に係る規定の整備については、それぞれ、②、①に係る改革の実現を目指すものである。

イ 「チーム学校」の実現に係る法改正の概要

「チーム学校」答申では、「子供を取り巻く状況の変化や複雑化・困難化した課題に向き合うため、教職員に加え、多様な背景を有する人材が各々の専門性に応じて、学校運営に参画することにより、学校の教育力・組織力を、より効果的に高めていくことがこれからの時代には不可欠である」とされた。そして、その上で、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」としての「チームとしての学校」の実現を図るべきとされた⁹。

今回の法改正においては、上記答申等を踏まえ、「チーム学校」の実現に向けた規定の整備として、事務職員の職務内容の改正（学校教育法等改正）及び共同学校事務室の規定の整備（地教行法改正）が行われた¹⁰。前者については、従来、「事務職員は、事務に従事する。」とされていたところ、改正後は、「事務職員は、事務をつかさどる。」とされ、学校の事務について、事務職員が一定の責任を持って処理を行うこととなり（学校教育法第37条第14項等）、後者については、新たに、教育委員会が指定する二校以上の学校に係る事務をこれらの学校の事務職員が共同して処理する、共同学校事務室の設置についての規定が置かれることとなった（地教行法第47条の5）¹¹。

ウ 地域と学校の連携・協働に係る法改正の概要

「学校と地域の連携・協働」答申では、「未来を創り出す子供たちの成長のために、学校のみならず、地域住民や保護者等も含め、国民一人一人が教育の当事者となり、社会総掛かりでの教育の実現を図る…ことを通じ、新たな地域社会を創り出し、生涯学習社会の実現を果たしていく」という理念が打ち出された。そして、その実現に向けて、「学校と地域の連携・協働を一層推進していくための仕組みや方策」として「教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくよう制度的位置付けを検討」する

⁸ 学校運営協議会を設置した学校を、コミュニティ・スクールという。

⁹ 中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」1～2、12頁<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afielddfile/2016/02/05/1365657_00.pdf>（平29.6.1最終アクセス）

¹⁰ なお、「チーム学校」を構成する専門スタッフに関連して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員については、省令において規定を整備するとされた（後述）。

¹¹ ただし、実態としては、既に共同学校事務室に類する取組（学校事務の共同実施）は、各地で行われている。24年度の文部科学省委託調査によれば、全国の市区町村の約48%で、市区町村の全域又は一部で学校事務の共同実施が行われている（第193回国会参議院文教科学委員会会議録第5号6頁（平29.3.23））。

こと、「地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を「地域学校協働活動」として、その取組を積極的に推進」すること等が提言された¹²。

今回の法改正においては、上記答申等を踏まえ、地域と学校の連携・協働に係る規定の整備として、学校運営協議会の役割の見直し（地教行法改正）及び地域学校協働活動の実施体制の整備（社会教育法改正）が行われた。

前者については、①従来は任意設置とされていた学校運営協議会について、その設置を努力義務化すること、②従来の「学校の運営」に関して協議する機関としての位置付けに加えて、「運営への必要な支援」に関して協議する機関として学校運営協議会を位置付けること、③学校運営協議会による教職員の任用に関する任命権者への意見の申出に関して、柔軟な運用を可能とすること等が盛り込まれた¹³（地教行法第47条の6）。

後者については、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制の整備等を行うとともに、地域住民等と学校の情報共有を行う地域学校協働活動推進員を委嘱できる旨の規定が盛り込まれた（社会教育法第5条第2項、第6条第2項及び第9条の7）。

（2）教職員定数の計画的な改善

ア 法改正の背景

教職員定数の改善に関しては、財務省と文部科学省の間で、「対立」があるとされている¹⁴。近年でも、例えば、財務省の財政制度等審議会財政制度分科会において、平成26年10月に、小学校1年生の学級編制の標準を35人から40人へ引き上げること等が提案されたほか¹⁵、27年5月には、義務教育予算について、36年度までに約4.2万人の教職員の合理化が可能との機械的な試算等が示されるなど¹⁶、教職員定数の削減に向けた方向性が示される一方、文部科学省の中央教育審議会は、27年10月、「教職員定数に係る緊急提言」において、「教職員定数の機械的な削減ではなく、多様な教育課題や地域の

¹² 中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」1、15、49頁<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/05/1365791_1.pdf>（平29.6.1最終アクセス）

¹³ その他の主な改正事項としては、①二校以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができるようにしたこと、②学校運営協議会の委員に、地域学校協働活動推進員等を加えること、③対象学校の校長は、学校運営協議会の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができること等が挙げられる。また、附則第5条において、施行後5年を目途として、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の規定も盛り込まれた。

¹⁴ NHKウェブサイト「「教員定数問題 繰り返される攻防」（時論公論）」（平28.12.13）<<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/259072.html>>（平29.6.1最終アクセス）など

¹⁵ 財務省主計局「資料2「文教・科学技術関係資料」（平26.10.27）8頁<http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia261027/03.pdf>（平29.6.1最終アクセス）。なお、23年の義務標準法改正により、小学校1年生の学級編制の標準は、40人から35人に引き下げられていた。

¹⁶ 財務省主計局「資料2「文教・科学技術について」（平27.5.11）7頁<http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia270511/03.pdf>（平29.6.1最終アクセス）

ニーズに応じた確固たる教育活動を行うために必要な教職員数を戦略的に充実・確保すべき」と主張するなど¹⁷、上述の分科会において示された方向性に異を唱えている¹⁸。

こうした状況を背景に、文部科学省は、(1)アで触れた中央教育審議会の三答申や「次世代の学校・地域」創生プラン等を踏まえつつ、「次世代の学校指導体制強化のためのタスクフォース」(27年11月設置、座長：義家文部科学副大臣)において、今後の教職員定数等の在り方について検討を行い、同タスクフォースは、28年7月29日、「次世代の学校指導体制の在り方について(最終まとめ)」を取りまとめ、公表した¹⁹。最終まとめにおいては、従来の教職員配置²⁰及び今後の教職員定数の在り方に関して、それぞれ以下の記述がなされている(太字の項目名及び下線は筆者による)。

【従来の教職員配置に関して】

- ・教職員配置については、昭和33年の…義務標準法…の制定以来、過去に7次にわたる教職員定数改善計画による計画的な教職員定数改善等の努力が進められてきた。…しかし、第7次教職員定数改善計画(平成13～17年度)が完成してから10年以上、新たな定数改善計画は策定されていない。(最終まとめ4頁)
- ・義務標準法による教職員配置の基本的な考え方は、標準的な授業時数等に基づき、学級数等に応じて算定される「基礎定数」と、政策目的や各学校が個々に抱える課題等を踏まえて配分される「加配定数」とに分類される。平成28年度予算では、基礎定数は約62.7万人、加配定数は約6.5万人である。(同上)
- ・全教職員定数の1割を占めるようになった加配定数については、政策目的や地域の事情等に応じたきめ細かな定数措置を可能とするものとして、重要な機能を果たしている。一方、その人数については毎年度の予算措置によって決まることから、地方自治体にとって、安定的・計画的な教職員の採用・配置につながりにくいという課題がある。(同上)

【今後の教職員定数の在り方に関して】

- ・現在の学校が直面している様々な課題に対応し、「次世代の学校」の創生を実現するためには、それに見合った教職員定数の改善を図っていく必要がある。(最終まとめ5頁)
- ・教職員定数については、…「経済・財政再生アクション・プログラム」及び「経済・財政再生計画改革工程表」において、少子化の進展及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題に関する客観的データ等の収集及び実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえた予算の裏付けのある教職員定数の中期見通しを策定、公表、各都道府県・指定都市に提示することが定められている。(最終まとめ7頁)
- ・…10年程度を視野に入れた中期見通しとして、「次世代の学校」指導体制実現構想(仮称)を策定するとともに、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、平成29年度から、「基礎定数」と「加配定数」の性質を踏まえた計画的かつ効果的な教職員定数の改善を行う必要がある。(同上)

最終まとめを受けて、文部科学省は、28年8月末、翌29年度予算の概算要求を公表し、この中で、38年度までの10か年計画である「次世代の学校」指導体制実現構想を提示した²¹。同構想では、「一億総活躍社会」の実現に向けて、「通級による指導」や

¹⁷ 中央教育審議会「教職員定数に係る緊急提言」(平27.10.28)<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1363512.htm>(平29.6.1最終アクセス)

¹⁸ この点に関し、参議院文教科学委員会は、26年11月及び27年6月に、財政制度等審議会財政制度分科会における提案を「到底容認できない」とし、教職員定数の計画的な改善等を求める旨の決議をそれぞれ行った。

¹⁹ 文部科学省ウェブサイト「次世代の学校指導体制の在り方について(最終まとめ)」<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hensei/003/_icsFiles/afieldfile/2016/07/29/1375107_2_1.pdf>(平29.6.1最終アクセス)

²⁰ 従来の教職員定数改善計画の概要等については、服部有希「教職員定数と義務標準法の改正」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.945(平29.3.7)を参照のこと。

²¹ 文部科学省初等中等教育局「平成29年度概算要求主要事項」5頁<http://www.mext.go.jp/component/b_

外国人児童生徒等への特別な指導に必要な教員について、対象児童生徒数に応じた基礎定数による措置へ転換し、指導体制を安定的に確保する」とされ、義務標準法を改正する方向性が示された。

その後、松野文部科学大臣及び麻生財務大臣による大臣折衝を経て、同年12月22日に29年度予算が閣議決定されたところ、同予算に係る文部科学省の説明資料においても、地方自治体による教職員の安定的・計画的な採用・研修・配置に寄与するとともに、発達障害等の児童生徒への「通級による指導」（以下「通級指導」という。）や日本語能力に課題のある児童生徒への指導（以下「日本語指導」という。）等の充実を図るため、38年度までの10年間で、加配定数（28年度：約6.4万人）の約3割を基礎定数化すること等を内容とした義務標準法改正案を提出する方針が改めて示された²²。

イ 教職員定数の計画的な改善に係る法改正の概要

義務標準法改正により、これまで加配定数として各年度の予算措置に依拠していた、①通級指導（義務標準法第7条第1項第5号）、②日本語指導（同項第6号）、③初任者研修（同項第7号）、④少人数指導等の推進（同項第4号）に係る教職員定数について、基礎定数化されることとなった（これらに係る教職員定数の規定については、図表1参照）²³。政府は、④を除き、38年度までの10年間で段階的に実施するとしている。

図表1 通級指導等に係る教職員定数の規定

教職員定数の規定		
通級指導	対象児童生徒13人につき1人（現状：16.5人につき1人）	
日本語指導	対象児童生徒18人につき1人（現状：21.5人につき1人）	
初任者研修	対象教員6人につき1人（現状：7.1人につき1人）	
少人数指導等の推進	以下の区分ごとの学校数×乗ずる数の合計数	
	児童又は生徒の数	乗ずる数
	200～299人	0.25
	300～599人	0.50
	600～799人	0.75
	800～1,199人	1.00
1,200人以上	1.25	

（注1）通級指導及び日本語指導については、へき地への対応等のため、現在の加配定数の1割は29年度以降も引き続き加配措置されることとなった。

（注2）少人数指導等の推進については、実質的な定数改善を伴うものではない。

（出所）服部有希「教職員定数と義務標準法の改正」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No. 945（平29.3.7）11頁、文部科学省初等中等教育局「平成29年度予算（案）主要事項」10頁<http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/01/12/1381132_03_1.pdf>（平29.6.1最終アクセス）等を基に筆者作成

menu/other/_icsFiles/afieldfile/2016/08/30/1376640_3.pdf>（平29.6.1最終アクセス）

²² 文部科学省初等中等教育局「平成29年度予算（案）主要事項」10頁<http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/01/12/1381132_03_1.pdf>（平29.6.1最終アクセス）

²³ なお、公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員定数に関しても、日本語指導、初任者研修に係る教職員定数について基礎定数化するとされた。このほか、今回の法改正により、教職員定数の加配事由に共同学校事務室（後述）が置かれている場合が明記されることとなった。

3. 主な国会論議

衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会における質疑では、法改正の内容に加えて、教員の長時間勤務の是正について多く取り上げられた。これらについて、以下、順に見ていく（なお、参議院文教科学委員会における附帯決議を末尾に掲載した。適宜参照されたい）。

（1）教職員定数の計画的な改善

ア 10年間掛けて段階的に基礎定数化する理由

通級指導、日本語指導及び初任者研修に係る教職員定数の基礎定数化を、平成38年度まで10年間掛けて段階的に実施するとした理由について、松野文部科学大臣は、「学校における指導体制の強化は喫緊の課題であると理解しているが、今回の基礎定数化に伴い、現在の加配定数で措置をしている水準から数千人規模での定数増となることが見込まれる。このため、急激な定数増を行うことで必要な教員数の採用を確保できず、また計画的な研修による質の担保も困難になるという事態を招かないよう、地方自治体における計画的な人材の確保に配慮し、10年間の計画的な定数増を求めたものである」旨答弁した²⁴。これに対しては、各質疑者から、必要な指導を受けることができていない児童生徒が相当数存在する実態があることから²⁵、基礎定数化のペースを上げるべきとの見解が相次いで示された²⁶。

イ 先進的な教職員配置を行う地方自治体への対応

今回の義務標準法改正により、例えば通級指導については、対象児童生徒13人につき1人が基礎定数として措置されることとなった。この点に関し、一部の先進的な地方自治体では、地方単独措置により既に13対1という基準を上回る形で独自に教職員を配置しているところ、①これらの自治体にとっては、現在の教職員配置からすると後退した水準で配置が行われてしまうのではないかと、②仮に下回らないとしても、自治体が国から新たに措置された分だけ地方単独措置を減らすことになれば、結果として、学校現場にとっては配置の改善につながらないのではないかとこの質疑がなされた。

これに対し、政府参考人は、①について、「必ず各自治体が児童生徒数対教員の割合を13対1にしなければならないというわけではなく、むしろ、地方単独でこれまで措置されているものも措置し続ければ、当然のことながら、この13対1よりもよい割合で教職員が配置されることになる」旨答弁した²⁷。また、②について、1割分残される加配措置に加え、現状の地方単独措置が今回の制度改正後も全て残るとすれば、おおむね10対1

²⁴ 第193回国会衆議院文部科学委員会議録第4号2頁（平29.3.10）

²⁵ 通級指導については、文部科学省が通級指導の加配教員を配分するに当たり市町村から要望を受けるところ、要望された教員数の約2割が配分できていない。また、日本語指導については、指導が必要な児童生徒のうち約2割が必要な指導を受けることができていない（第193回国会衆議院文部科学委員会議録第4号13～14、16頁（平29.3.10））。

²⁶ 第193回国会衆議院文部科学委員会議録第4号16頁（平29.3.10）など

²⁷ 第193回国会衆議院文部科学委員会議録第4号17頁（平29.3.10）

の教員配置になるとした上で、文部科学省としては「10対1ぐらいが理想的な状態であると考えており、元々概算要求をしていた。地方単独措置〔と加配措置を（注：筆者加筆）〕合わせれば10対1ぐらいになるので、今回の法案及び予算が通った後、29年度以降、文部科学省としては、そういう方向性に向けてできるだけ努力していきたい」旨答弁し²⁸、引き続き地方単独措置がなされることへの期待を示した²⁹。

ウ 29年度予算における教職員定数の改善に対する評価

29年度予算においては、基礎定数473人増、加配定数395人増の合計868人の教職員定数改善が行われた。他方で、文部科学省は、概算要求時に提示した「次世代の学校」指導体制実現構想において、今後10年間で2万9,760人の定数改善を計画し、計画の初年度に当たる29年度では3,060人の定数改善を要求していた。そこで、概算要求時の計画と予算の乖離について質疑が行われ、政府参考人は、両者の間に「かなり乖離」があることを認めた上で、「しっかりと、文部科学省としては今後頑張って対応していきたい」と答弁し³⁰、乖離を埋めていく決意を示した。

また、この点に関連して、29年度予算において868人の定数改善が行われたものの、他方で少子化に伴う自然減が3,100人、学校統廃合等に伴う減少が1,050人となり、全体としては3,282人の減少となった。自然減の3,100人を除いても182人の純減となっていることから、教育現場の改善にはつながらないのではないかとの質疑がなされた。これに対し、政府参考人は、「純減数については、学校統合の進展に伴う減などを見込んだものであり、教育条件への悪影響は直ちに生じるものではないと考えているが、複雑化、困難化する学校現場の状況を踏まえると必ずしも望ましいものとは言えないという指摘があり、私どもとしてはこの指摘を真摯に受け止めていきたい」旨答弁した³¹。

エ 今後の教職員定数の改善に向けた文部科学省の取組

今後の教職員定数の改善に向けた文部科学省の取組について質疑が行われた。これに対し、松野文部科学大臣は、今回の基礎定数化について、「経済財政諮問会議における経済・財政再生計画でも求められている中期的な見通しに関する基盤となるものである」とした上で、「今後の教職員定数の在り方については、引き続き、経済・財政再生計画改革工程表における方針に基づいて、学校の課題に関する客観的なデータや実証研究、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえ、必要な検討を行っていく」旨答弁した³²。また、政府参考人は、今回の教職員定数の計画的な改善は、「これまでの7次にわたる定数改善計画のように、当初の段階で定数改善を5年間ないし10年間と決め、その計画を順次推進していく形とは若干異なるものである」旨答弁した上で、「一旦は今回の基礎定数化を行ったが、さらに必要に応じて、改革工程表の方針に基づく検討の結果を受けて、二の矢、

²⁸ 第193回国会参議院文教科学委員会会議録第5号9頁（平29.3.23）

²⁹ 主に通級指導を例にして質疑が行われたが、文部科学省は、日本語指導についても通級指導の場合と同様の考え方を取っていると思われる。

³⁰ 第193回国会衆議院文部科学委員会会議録第4号22頁（平29.3.10）

³¹ 第193回国会参議院文教科学委員会会議録第5号10頁（平29.3.23）

³² 第193回国会参議院文教科学委員会会議録第5号16頁（平29.3.23）。なお、文中の「経済・財政再生計画改革工程表における方針」については、本稿の2（2）アで引用した最終まとめに簡潔な説明がある。2（2）アを参照のこと。

三の矢を文部科学省としては放っていきたい」旨答弁した³³。

(2) 「チーム学校」の実現に向けた規定の整備

ア チーム意識の醸成に向けた文部科学省の取組

「チーム学校」を実現していくためには、教員のみならず、教育に関わる多様な職員も、チームとしての意識を共有した上で、チーム一丸となって学校教育を担うことが重要であるとの観点から、チーム意識を醸成するための文部科学省の取組について質疑が行われた。この点に関し、松野文部科学大臣は、「文部科学省としても、教育関係者に対する各種会議や研修等の場においてチームとしての学校の考え方や取組について周知啓発に努めてきた。また、今回の法案において事務職員の職務規定の見直しを行うほか、省令においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員についての規定を整備するなど、事務職員や専門スタッフの役割を明確化し、今後その趣旨を通知等で周知していく。文部科学省としては、こうした取組により、各教育委員会を通じてチーム学校としての学校の実現に向けて教職員や専門スタッフの意識の向上が図られていくよう引き続き支援をしていく」旨答弁した³⁴。

また、チーム意識を醸成する前提として、各々がチームの中で果たすべき役割を自覚した上で、互いの職務内容を十分に理解する必要があるのではないかとの質疑がなされた。これに対し、松野文部科学大臣は、「チーム学校を効果的に機能させるためには、その構成員となる教員、事務職員、スクールカウンセラー等が互いの職務内容についての理解を深めるとともに、有機的に連携協力しながら職務に取り組んでいく必要があると認識している。今後、教員の養成段階では、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携、分担して課題に取り組むための、チーム学校への対応についても必ず学ぶこととするための教育職員免許法施行規則の改正を予定している。また、各任命権者が行う現職教員の研修においても、チーム学校への対応を踏まえた資質向上が図られるよう促していく」旨答弁した³⁵。

イ 事務職員が担う役割の範囲、共同学校事務室と事務職員の配置の関係

「チーム学校」の実現に向けた規定の整備として、事務職員の職務内容の改正が行われたが、その意義について、政府参考人は、「従前は、例えば各種調査の対応、学校予算の編成、執行などの事務について、校内の取りまとめ、確認作業等の細かな対応まで校長、教頭などの管理職が対応してきたものを、今後は、総務、財務に通じた事務職員が対応することなどが考えられる。これにより、学校全体として事務の効率化が図られるほか、校長、教頭などがより学校マネジメントに注力できるようになり、校務運営の改善が期待される」旨答弁している³⁶。

この点に関して、法改正に伴い、事務職員の職務内容の増加が見込まれるところ、何

³³ 第193回国会衆議院文部科学委員会議録第4号23頁（平29.3.10）

³⁴ 第193回国会参議院文教科学委員会議録第5号19頁（平29.3.23）

³⁵ 第193回国会参議院文教科学委員会議録第5号19頁（平29.3.23）

³⁶ 第193回国会衆議院文部科学委員会議録第4号26頁（平29.3.10）

をどの程度、事務職員が新たに担うことが想定されているのか分かりにくいいため、ガイドラインを示すべきとの質疑がなされた。これに対し、政府参考人は、「先進的な取組をしている自治体の例なども参考にしながら、引き続き検討していく」旨答弁した³⁷。

また、共同学校事務室を新設する意義について、政府参考人は、「備品の共同購入、教職員の給与及び旅費の支給、各種手当の認定業務など、共同処理することによって個々の学校事務が効率的に処理され、学校における業務負担の軽減により、学校マネジメントの強化に資する」こと等を挙げている³⁸。

共同学校事務室の新設に対しては、質疑者から、各学校における事務職員の配置の削減や非常勤化につながるのではないかと懸念が示された。これに対し、松野文部科学大臣は、「今回の共同学校事務室の制度化は、学校の機能強化を目的として、事務処理の更なる効率化を図るものであり、その室長と職員は、共同処理を行う学校の事務職員をもって充てる仕組みとしている。このため、共同学校事務室は学校に事務職員が配置されていることを前提とした仕組みであり、事務職員の削減、非常勤化を図るものではない」旨答弁した³⁹。

(3) 地域と学校の連携・協働に係る規定の整備

ア 法改正の意義

地域と学校の連携・協働に係る法改正の意義について、義家文部科学副大臣は、「地域と学校の連携・協働を一層推進させることで、地域と学校が一体となって子供を育む、地域と共にある学校への転換や、次世代を担う人材の育成などによる、学校を核とした地域の創生が推進されることと同時に、地域住民等のサポートによる学校運営の改善が進むことで教職員の負担軽減にも効果が得られることを期待している」旨答弁した⁴⁰。

イ 学校運営協議会の設置の努力義務化

学校運営協議会の設置の努力義務化については、地域ごとに学校と地域の多様な連携の仕組みが既にある中で、学校運営協議会のみが完成形であり、学校運営協議会への移行を押し付けられるのではないかと懸念が示された。これに対し、松野文部科学大臣は、今回の改正の趣旨は、「各教育委員会において、協議会が有効に機能するために必要な学校と地域の信頼関係の構築や、関係者の理解増進等の手順を踏みつつ、漸次、協議会の設置に向けた取り組みに努めていただくことを意図するものであり、地域の実情にかかわらず一律に協議会を置くよう義務を課すものではない。文部科学省としては、…各自治体が法律上の協議会制度によらずに構築しているいわゆる類似の仕組みも学校と地域の信頼関係の土台となる重要なものと考えており、そうした仕組みも、協議会制度の導入に向けてさらに発展充実するよう促していく」旨答弁した⁴¹。

³⁷ 第193回国会参議院文教科学委員会会議録第5号10頁(平29.3.23)

³⁸ 第193回国会参議院文教科学委員会会議録第5号14頁(平29.3.23)

³⁹ 第193回国会参議院文教科学委員会会議録第5号14頁(平29.3.23)

⁴⁰ 第193回国会参議院文教科学委員会会議録第5号12頁(平29.3.23)

⁴¹ 第193回国会衆議院文部科学委員会会議録第4号18頁(平29.3.10)

ウ 学校運営協議会による教職員の任用に関する意見の申出

学校運営協議会による教職員の任用に関する意見の申出について、従来は、任命権者に対して「意見を述べるができる」とされていたところ、「教育委員会で定める事項について、…意見を述べるができる」に改正された。政府参考人は、従来の規定に関して、「学校と地域の連携・協働」答申において、「学校運営や教職員人事を混乱させるのではないかと抵抗感が依然として強く、協議会の設置の促進を阻んでいる実態があることも踏まえ、柔軟な運用を確保する仕組みとすることを検討すべきであるとされた」旨答弁した上で、今回の改正の趣旨について、「教職員の任用に関する意見について、どのような事項を協議会による意見申出の対象とするかを地域の実情を踏まえて決定することができるよう、当該意見の対象となる事項を教育委員会規則で定めることができることとし、柔軟な対応を可能としている」旨答弁した⁴²。また、意見申出の対象範囲について、従来は、採用、転任、昇任を対象としており、分限処分や懲戒処分等の当該職員の意に反する不利益な処分は意見申出の対象外とされていたところ、「今回の法改正によっても、この範囲に変更を加えるものではない」旨答弁した⁴³。

(4) 教員の長時間勤務の是正

平成 26 年に公表された OECD 国際教員指導環境調査 (TALIS) において、日本の教員の 1 週間当たりの勤務時間が参加 34 国・地域の中で最長 (日本 53.9 時間、参加国平均 38.3 時間) とされたことや⁴⁴、28 年末に公表された連合総研の調査において、小学校教諭の 72.9%、中学校教諭の 86.9% が、週の労働時間は「60 時間以上」であることが示されたこと⁴⁵等を受け⁴⁶、質疑では、教員の長時間勤務の是正 (多忙化解消) に向けた文部科学省の取組が問われた。

ア 教職員定数の改善と長時間勤務の是正

委員会においては、質疑者から、「財務省は財政制度等審議会で、教員を増やすより外部人材を活用した方が効果的な場合があるとして、文部科学省に教員数を増やさなければならぬ明確な根拠を示すように求めた。このことから、外部人材の活用を教員削

⁴² 第 193 回国会衆議院文部科学委員会議録第 4 号 27 頁 (平 29.3.10)。なお、教育委員会規則で定める具体的な内容については、政府参考人から、「例えば、個人を特定しての意見ではなくて、学校の教育上の課題やニーズを踏まえた一般的な意見に限るといったものが想定される」旨答弁があった (第 193 回国会衆議院文部科学委員会議録第 4 号 25 頁 (平 29.3.10))。

⁴³ 第 193 回国会衆議院文部科学委員会議録第 4 号 25 頁 (平 29.3.10)

⁴⁴ 同調査は、我が国の教員の勤務時間について、「教員が指導 (授業) に使ったと回答した時間は、参加国平均と同程度である一方、課外活動 (スポーツ・文化活動) の指導時間が特に長い (日本 7.7 時間、参加国平均 2.1 時間) ほか、一般的事務業務 (日本 5.5 時間、参加国平均 2.9 時間)、学校内外で個人で行う授業の計画や準備に使った時間 (日本 8.7 時間、参加国平均 7.1 時間) 等も長い傾向にある」と指摘した (国立教育政策研究所ウェブサイト「OECD 国際教員指導環境調査 (TALIS) のポイント」8 頁 <http://www.nier.go.jp/kenkyukikaku/talis/imgs/talis_points.pdf> (平 29.6.1 最終アクセス))。

⁴⁵ 公益財団法人連合総合生活開発研究所ウェブサイト「とりもどせ! 教職員の「生活時間」—日本における教職員の働き方・労働時間の実態に関する研究委員会報告書—」(平 28.12) 36 頁 <http://www.rengo-soken.or.jp/report_db/file/1489734287_a.pdf> (平 29.6.1 最終アクセス)。

⁴⁶ なお、本法成立後の 29 年 4 月 28 日に文部科学省が公表した、28 年度の教員勤務実態調査 (速報値) によれば、小学校教諭の 34%、中学校教諭の 58% が週に 60 時間以上勤務しているとされた (『読売新聞』(平 29.4.29) など)。

減に絡めようとしているのは明らかだと思う。一方で、文部科学省の概算要求を見ると、外部人材の活用など業務の適正化による教員の負担軽減には一切触れずに、自然減からの上積みだけを主張している。これでは話がかみ合うはずがない。業務の適正化をうたう以上、例えば部活動指導員やスクールカウンセラーなどの外部専門スタッフの活用による教員の業務負担の軽減分も人数や時間を指標とした教員の業務量に換算して、どの程度の削減効果があるかを明らかにすべき」旨の質疑がなされた⁴⁷。これに対し、松野文部科学大臣は、「文部科学省としては、教員の業務負担の軽減を図ることは喫緊の課題であると認識しており、20か所程度の重点モデルを地域指定し、学校現場の業務改善に関する実践研究を行うための経費を29年度予算案に計上しており、業務改善の取組による効果をエビデンスとして蓄積して、その成果を全国に発信していく」旨答弁した⁴⁸。

また、別の質疑者からは、今後、教職員定数の改善を行う際には、長時間勤務の是正の観点を組み込んだ上で定数改善を行うべきとの見解が示された⁴⁹。

イ 「チーム学校」と長時間勤務の是正

教員の長時間勤務の要因の一つとして、部活動指導が挙げられている。そこで、部活動指導に係る教員の負担軽減を図る方策について質疑が行われた。政府参考人は、部活動指導員の規定を新たに設ける学校教育法施行規則の一部を改正する省令(29年3月14日公布)に関連して、「現状では、大会の引率等については、外部指導者の引率に伴う事故発生の際の法的責任や職務上の災害補償が明確でないなどの理由から、多くの自治体では外部指導者による単独での引率が認められていないが、今回の改正によりこのような点の改善が期待されることから、大会の主催者である中体連や高体連、高野連において、大会等への引率を教員に限定している現行規定の改正について前向きな検討を行っていただいている。部活動指導員による大会等の引率が可能となることは教員の負担軽減にも資するものであり、スポーツ庁としては、引き続き、三団体ともしっかりと協議していく」旨答弁した⁵⁰。

ウ 地域と学校の連携・協働と長時間勤務の是正

地域と学校の連携・協働に関し、特に地域との協働活動を中心的に担う教職員が多忙化するのではないかと懸念があることを踏まえ、地域と学校の連携・協働に係る教職員の負担感の解消に向けた取組について質疑が行われた。これに対し、政府参考人は、「学校運営協議会は、学校が抱える課題について、保護者や地域住民等の支援や協力を得ながら対応することを可能とすることで教職員の負担軽減を目指すものであり、設置がかえって教職員の負担を増大させることのないよう、設置に当たっては教育委員会において適切な教職員の配置等の配慮を行うことが重要であると認識している。…文部科学省としては、…改正の趣旨を丁寧に説明するとともに、好事例の発信を図ることで教員の多忙感の解消に努めていく」旨答弁した⁵¹。

⁴⁷ 第193回国会参議院文教科学委員会会議録第5号21頁(平29.3.23)

⁴⁸ 第193回国会参議院文教科学委員会会議録第5号21頁(平29.3.23)

⁴⁹ 第193回国会衆議院文部科学委員会会議録第4号24頁(平29.3.10)

⁵⁰ 第193回国会衆議院文部科学委員会会議録第4号28頁(平29.3.10)

⁵¹ 第193回国会参議院文教科学委員会会議録第5号13頁(平29.3.23)

エ 教員の長時間勤務の是正に向けた給与の在り方の検討

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）等を根拠に、公立学校の教員には、時間外勤務手当及び休日勤務手当が支給されない代わりに、職務と勤務態様の特殊性に基づき給与月額4%分の教職調整額が支給されている。その上で、政令で定められた基準では、時間外勤務について、原則として時間外勤務を命じないものとするとして、例外的に、いわゆる「超勤4項目」（①生徒の実習、②学校行事、③職員会議、④非常災害、児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合等）に該当し、かつ、臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限り時間外勤務を命ずることができることとされている。

この点に関し、質疑者から、仮に教員が授業準備やテストの採点業務等の、「超勤4項目」に該当しない業務を勤務時間外に行ったとしても、「自発的な活動」と見なされてしまうことへの疑問が呈されるとともに、問題の根源となっている給特法について、中央教育審議会等において審議すべきとの質疑がなされた。これに対し、松野文部科学大臣は、「教職調整額のあり方は、単に給与の問題にとどまらず、学校の組織運営、教員の勤務時間管理、教員の時間外における勤務のあり方にも大きく影響する問題である。今後の学校のあり方や業務の適正化も含め、引き続き検討すべき課題であると認識している」旨答弁した⁵²。

4. おわりに

今回の法改正を契機に、今後、改正目的である「学校の指導・運営体制の充実」や「学校運営の改善」が図られ、「複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化」が実現していくか、注視していく必要があるだろう。本稿を終えるに当たり、これらの目的が実現するかどうかを注視する上で重要と考えられる観点を、教職員定数の計画的な改善と、「チーム学校」の実現のそれぞれについて指摘したい。

まず、教職員定数の計画的な改善に関連して、末富芳日本大学教授は、「日本の義務教育における都道府県間や地域間の「面の平等」を規準として、児童生徒に対する均質な方法と内容の教育の実現を重視してきた義務標準法は、児童生徒の異なる特性や社会経済的背景に対応した「個の平等」にどのように取り込むべきかの変革を必要とする段階にある」とした上で、今回の義務標準法改正に至る近年の文部科学省の方針に対して、「一人一人の児童生徒の有するバックグラウンドや発達上の多様性を把握し、それぞれの子どもたちに保障されるべき教育水準に必要な指導・支援を実現し、義務教育の成果を保障しようとする発想」の萌芽が確認できるとしている⁵³。

こうした考えに立脚するならば、今回の義務標準法改正により学校の指導体制の充実が図られたか否かは、単に毎年度の予算において法改正が求める水準の教職員定数が確保されたかどうかといった、外形的な点からのみ評価されるべきではない。むしろ、法改正が、

⁵² 第193回国会衆議院文部科学委員会議録第4号24頁（平29.3.10）

⁵³ 末富芳「義務教育における「標準」の再検討—基礎定数改革の困難と展望—」『日本教育行政学会年報』No.42（平28.10）40、50頁

一人一人の児童生徒の多様なニーズに応じた教育機会の提供や、児童生徒に対する「義務教育の成果の保障」につながったかという実質的な観点からも、判断されるべきである⁵⁴。

より具体的に述べれば、新たに基礎定数化された通級指導、日本語指導については、今回法改正で示された配置基準が、対象児童生徒の教育成果の保障に十分な水準かどうか、絶えず検証していく必要があるだろう。加えて、児童生徒には、通級指導、日本語指導以外にも多様なニーズがあり得ることから、その把握に一層努めるとともに、必要性を吟味した上で新たな教職員定数の改善につなげていくことが、今後求められると言える。

次に、「チーム学校」の実現については、松野文部科学大臣が、「教員の長時間勤務によって学校現場が支えられているという状況は、もう既に限界に来ている」⁵⁵と述べるほどの厳しい学校現場の現状がある中で、教員が子供たちとよりよく向き合う時間的な余裕を確保していくためにも、教員のみならず多様な専門スタッフが連携・協力する「チーム学校」の方向性は、一つの理に適った道筋であると言えよう。地域住民の学校現場への参画を深める地域と学校の連携・協働の強化も、こうした大きな流れの一つとして位置付けることができる。

以上の方向性を前提とした上で、「チーム学校」が学校現場において適切に機能し、学校の運営体制の充実や学校の機能強化につながるかどうかを注視していくためには、次の二つの観点が特に重要となってくるだろう。

第一は、「チーム学校」の実現を目指す各学校において、各々の教員や教員以外の多様な専門スタッフの役割が明確化され、明示されているかという観点である。国会質疑でも触れられていたが、「チーム学校」に関わる全ての教職員がチーム意識を持ち、その実現に向けて努力していくためには、前提として、自らがチーム全体の中でどのような役割を果たすべきかを正しく理解するとともに、他の教職員がどのような役割を期待されているかを理解することが不可欠である。

明確化を行うことで、各々の業務の間で無用な重複を減らすことが可能になるほか、本来「チーム学校」において果たすべき業務を誰も担わないといった事態を未然に防ぐことができる。また、どの教職員が何の役割を負っているのかが明らかになっていることは、児童生徒や保護者にとっても、地域と学校の連携・協働を進めていく地域住民にとっても、望ましいと言えるだろう。そうした意味でも、それぞれの学校や地方自治体が、「チーム学校」答申に記されている教職員の役割分担の例も参考にしながら⁵⁶、法令等に基づきつつ、自らが理想とする「チーム学校」を構想し、各々の教職員の役割を明確にしていくことが求められている⁵⁷。

⁵⁴ ただし、「義務教育の成果の保障」に関して、具体的にどの程度の「成果」を「保障」すべきなのか、教育関係者の間で広範な合意が得られているとは言いがたい。これについては、別途議論していく必要があるだろう。

⁵⁵ 第 193 回参議院文教科学委員会会議録第 5 号 7 頁（平 29. 3. 23）

⁵⁶ 中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」24～26 頁<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf>（平 29. 6. 1 最終アクセス）を参照のこと。

⁵⁷ なお、各々の教職員が明確化された各自の役割を全うすることにより、「チーム学校」を実現していく上では、「チーム学校」を運営していく校長のマネジメント能力が重要になってくる。校長のマネジメント能力を向上させていくための更なる方策についても、具体的な検討が求められている。

なお、各々の教職員の役割を明確化するに当たっては、単に従来教員が担っていた業務を、教員以外の専門スタッフに再配分すればよいわけではないことに留意する必要がある。学校教育現場が担うべき業務と、教育委員会を含む地方自治体が担うべき業務の分担や、さらには、学校教育が担うべき役割と、各家庭や地域が担うべき役割の線引きの在り方についても、併せて考えていくことが不可欠である。

第二は、「チーム学校」を持続的に実現していくための体制が構築されているかどうかという観点である。「チーム学校」においては、各々の教員や多様な専門スタッフが緊密に連携・協力を行うことが求められるが、連携・協力を円滑なものとしていく上では、調整に時間を要することが考えられる。丸山和昭名古屋大学准教授は、「少なくとも、学校における多職種協働が軌道に乗るまでの移行期においては、職種間葛藤と、その調整のための負担が生じる可能性は高い。チーム学校を効果的に機能させるためには、ただ単に多様な職種の配置を進めるだけでなく、協働に伴う負担も考慮に入れた教職員数を確保することが不可欠である」⁵⁸として、「チーム学校」の導入に伴う負担にも目を向けているが、こうした負担を考慮に入れた教職員配置を行うことは不可欠であると言えよう⁵⁹。付言すれば、「チーム学校」を構成する教員や専門スタッフは、異動や退職等により毎年一定数入れ替わることが想定されるが、どのような人事異動のサイクルであれば協働に伴う負担を減らし、「チーム学校」を適切に持続させていけるかについても、考えていく必要がある。

以上の観点を基に、今後、法改正の目的が実現され、子供たちの学びの質の向上につながっていくか、注視していきたい。

(たけうち けんた)

⁵⁸ 丸山和昭「多職種協働の社会学から見たチーム学校政策」『学校事務』68巻5号(平29.5)51頁

⁵⁹ 特に事務職員については、連携・協力を円滑なものとしていくための調整に係る負担に加えて、業務量の増加も見込まれている。事務職員に過重な負担がかかることとならないよう、注視していく必要があろう。

【参考資料】

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成 29 年 3 月 23 日
参議院文教科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1. 学校現場を取り巻く課題が複雑困難化し、教職員の長時間勤務が常態化している実態を踏まえ、教職員の働き方改革を実現するとともに教育の質を更に高めていく観点から、教職員定数の計画的な改善に努めること。また、いじめ対策や貧困による教育格差の解消など、学校が対応しなければならない新たな教育課題が増大している実態に鑑み、児童生徒に対するきめ細かで質の高い教育を実現するため、必要かつ十分な数の加配教職員が配置できるよう定数を確保すること。
2. 「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善や教材研究、学習評価の充実、子供一人一人の学びを充実させるための少人数によるきめ細かな指導の充実など、次期学習指導要領等における指導や業務の在り方に対応するため、必要な教職員定数の拡充を図ること。
3. 教職員定数の計画的な改善に当たっては、小学校 2 年生以上においても、学級編制の標準を 35 人に引き下げるなど、平成 23 年の改正義務標準法附則第 2 項の趣旨の実現を期すべきこと。
4. 特別支援教育の対象となる児童生徒数の増加や通常の学級における発達障害の可能性のある児童生徒への教育的な対応が求められている実態を踏まえ、特別支援教育に関する専門的な知識や技能を有する者を十分に確保するなど指導・支援体制の整備・充実に努めること。
5. 近年その数が急増している定住外国人などの日本語指導が必要な外国人児童生徒等について、国際人権規約や児童の権利条約の趣旨を踏まえ、その希望に基づいて公立の小中学校等において受け入れ、日本語を理解し使用する能力に応じて特別な指導が確実になされるよう、指導教員等の養成・確保、指導体制の整備・充実に努めること。また、地域間格差が生じないよう、ICT の積極的な活用を促進するとともに、効果的な指導方法に関する情報共有を図ること。
6. 通級指導・日本語指導を必要とする児童生徒は、いわゆる小規模校を含む全国各地の学校に在籍していることに鑑み、教育の機会均等・全国的な水準確保と障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、全ての子供たちに必要な教育条件を充実させる観点から、本法施行後 3 年から 5 年を経過した段階で実態を把握し、必要な見直しを行うこと。
7. 事務職員の職務に関する規定の見直しや共同学校事務室の制度化の意義について、地方公共団体に対し周知徹底すること。その際、事務職員が一定の責任を持って主体的、積極的に学校運営に参画することにより、学校の機能強化が図られる点について理解を得るよう努めること。また、事務職員が学校運営に関わる職としてその専門性を向上するための研修の企画・実施体制を充実するとともに、共同学校事務室の設置が事務職員の人員削減につながることを防ぐよう、基本的に 1 校に 1 人以上の事務職員の配置を確保すること。
8. 学校・家庭・地域が一体となって子供たちを育む観点から、学校運営協議会制度については、同制度の持つ意義や成果について周知するとともに、十分な教職員数の配置など財政措置も含めた方策を講ずることにより教員の更なる負担増を招くことのないよう留意すること。
9. 地域住民等による学校との協働活動が推進され、各地域の子供たちがその活動を通じた学びを得ることができるよう、地域学校協働活動推進員を始めとする人材の確保、地域住民等と学校との連携協力体制の整備に向けた好事例の収集・普及など財政上の措置を含めた必要な支援を行うこと。

右決議する。

(注) 衆議院文部科学委員会においても、平成 29 年 3 月 15 日、本法律案に対する附帯決議が付されている。